

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
[仮訳]

2023年11月7日 ブリュッセル

ワーキング・パーティ 1
貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長
欧州ビジネス協会（EBC）
会頭
ミハエル・ムロチェク

共同副議長
BUSINESS EUROPE
事務局長
マーカス・ベイレール

共同議長
丸紅株式会社
顧問
黒石邦典

共同副議長
地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略語一覧

略語	意味
AEOs	認定事業者
APA	事前確認制度
BEPS	税源浸食と利益移転
CbCR	国別報告
CLP	分類表示包装
CSS	持続可能な化学物質戦略
DX	デジタル・トランスフォーメーション
ECHA	欧州化学物質庁
EFSA	欧州食品安全機関
EN	欧州規格
EPA	経済連携協定
EU	欧州連合
FDI	海外直接投資
FTA	自由貿易協定
G7	主要7か国
G20	主要20か国・地域
GHS	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム
GPA	政府調達に関する協定
IEC	国際電気標準会議
ISO	国際標準化機構
ITA	情報技術協定
JAMA	日本自動車工業会
METI	経済産業省
MPIA	多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント
ODA	政府開発援助
OECD	経済協力開発機構
PFAS	有機フッ素化合物
PFOA	ペルフルオロオクタン酸
PFOS	ペルフルオロオクタンスルホン酸
PSE	電気用品安全法
R&D	研究開発
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
SDS	安全データシート
SMEs	中小企業
SPS	衛生と植物防疫

SVHC	高懸念物質
UNECE	国際連合欧州経済委員会
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関
WP	ワーキング・パーティ

序文

日・EU の連携は長年の協力関係に基づく。この関係はウクライナ情勢を含む最近の地政学的な緊張の高まりの中でますます強まった。EU と日本は、価値観と原則を共有する緊密な同志として、強固な貿易関係と投資関係を結んでいる。今年、日・EU 経済連携協定（EPA）が発効して 4 年になる。その間に、この協定が日・EU 経済関係の基盤であることが証明された。2022 年には両者間の物品貿易が過去最高の 1,400 億ユーロに達した。同じく、サービス貿易も 520 億ユーロに達している。EPA は全体として円滑に執行されたが、ワーキング・パーティ 1 メンバーは EPA が本提言書及び過去の提言書で述べられた日欧企業が抱える具体的な懸念にも応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、BRT は、必要な進展を速やかに実現するよう日・EU 両政府に要請する。公正で競争的な事業環境を確保するために多くの改革が必要である。これらは、ワーキング・パーティ 1 メンバーの日欧市場における実務的経験から特定されている。本報告書では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、可能な限りの規制、基準、販売許可の相互承認、国際標準の採用及び規制協力の推進
- パンデミック下における人の移動の円滑化に関する協議の開始
- 第三市場に関する協力の強化に向けた取り組みの深化及び支援
- 財とサービスの双方に関する国内外の全ての企業の公正な競争及び平等な待遇の保証
- 海外直接投資の条件の改善

そして、最後に、

- 新たな管理上の負担のない BEPS (税源浸食と利益移転) 行動の実施を含む、より簡素で負担が軽く合理的な税制の追究

以下の本文中における優先課題の表記については、星印 1 つ (*) は「重要な」提言を示す。(例 : WP 1/ # 01* / EJ to EJ)

欧州と日本両産業界からの提言

WP-1 / # 01* / EJ to EJ

EPA 後の日・EU 経済関係の強化

BRTは、日・EU EPAの円滑な執行について、欧州委員会及びその加盟国、ならびに日本政府の双方を称える。BRTは同時に、協定の効果を最大限に引き出すとともに、協定を土台としてシナジー効果の恩恵をさらに受けるために、両者がより高い目標を持つべきであるという点を強調したいと考える。協定の一層の有効活用は、持続可能な連結性及び質の高いインフラの開発推進とともに、新型コロナウイルス危機後の双方の着実な経済回復を確固たるものとするためにも重要なものである。また、新型コロナウイルス危機により明らかとなったサプライチェーンの混乱及び気候変動危機への対応においても、志を同じくするEU及び日本が、EPAを通じて、相互の補完性及び競争力を強化していくことが重要である。よってBRTは以下の事項を提言する。

規制協力を強化する

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 規制協力、調和及び国際規制及び試験手順の相互認定の追求により、障害のないEUと日本の自由貿易に向けて引き続きさらに努力する。交渉の間に築き上げられた機運が失われないように迅速に行うことが重要である。
- 同様に、EPAが継続的に更新され、必要に応じて新たな側面が加筆されるようにする。例えば、新技術、公衆衛生問題、及び国境を越えたデータの流れ、データローカライゼーション要求の禁止、特に、ある国・地域の領域内で事業を実施するための条件としての、当該領域内でのコンピュータ関連設備の利用または配置要求の禁止、デジタル・プロダクトの無差別待遇等が挙げられる。ソフトウェアのソースコードに加え、ソースコードで表現されたアルゴリズムの移転もしくは開示、またはアルゴリズムへのアクセス要求も禁止すべきである。
- より緊密な規制協力が有効な分野においてワーキンググループを立ち上げるべく産業界と直ちに協議する。
- あらゆる規模の企業と定期的に協議し、最適な規制協力の実施を確保する。
- BRTは、2023年10月28日に開催された日・EUハイレベル経済対話において、日・EU間のデータフローに関する大筋合意¹に達したことを歓迎する。かかる協定は、日・EU間の自由なデータフローに依存する企業にとって不可欠である。協定は、パーソナルデータと非パーソナルデータの両方をカバーすべきである。さらに、将来も有効に使用できる協定にすることが必要である。

¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_23_5378

- 2023年5月に採択された日・EU デジタル貿易原則が確実に実施されるようにする。

BRTは以下のように考えている。

- 規制協力を成功させるためには、双方の交渉担当者に十分な権限を与えて、協議の結果を適切に導入し、執行できるようにしなければならない。それを保証するためのフォローアップが必要である。
- 規制協力を通じて新しい技術を共有し、最小限の時間差で双方の市場に導入することができる。結果として、産業界と消費者、ひいては社会全体がより多くの利益を得られるようになる。日・EU デジタル・パートナーシップ及びデジタル貿易原則は施行されるべき優れたツールである。
- パンデミックを乗り越え、確実な経済回復を果たすためには、グローバルな連帯、協力、及び効果的な多国間主義がこれまで以上に不可欠である。したがって、日・EU 関係をますます深化させ、その過程で、こうした協力関係が可能であることを他国に示すことが極めて重要である。

特に中小企業による日・EU EPA の活用を促進する

BRTは日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 大手企業だけでなく、中小企業も協定を最大限に活用できるようにする。
- EPA を活用することの利点を産業界に積極的に伝える。日本及びEU への輸出または投資を希望する企業のために、実施される規則（関税、原産地規則、サービス規則、シングルエントリーポイント、許認可機関の連絡先、人材の移動要件等）を伝える実用的なガイドを編集する。

BRTは以下のように考えている。

- 中小企業は、EU と日本の双方の経済にとって重要かつ不可欠な部分である。同時に、中小企業はリソース、そして場合によっては知識すら不足していることがあるため、複雑な制度の活用が困難な傾向にある。EU と日本の貿易がその潜在性を最大限に開花させるためには、中小企業の参加が不可欠である。

第三国における共同投資

BRTは日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- EU と日本の産業界を引き続き支援し、第三国、特に西バルカン、東欧（ウクライナを含む）、中央アジア、インド太平洋、アフリカにおいて共同で投資を行う。

- 共同投資に関する協議をハイレベルで行うだけでなく、実務的・運用的側面に焦点を当てる。また、双方の企業がその結果を活用し、容易に実行できるようにすべきである。
- 投資及びインフラプロジェクトにおいてシナジー効果を見出すため、持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日・EUパートナーシップを有効に活用する。
- 綿密な調整を行い、ODA プロジェクトが一方の地域のサプライヤーに決して偏らないようにする。

BRTは以下のように考えている。

- このような支援は、投資によって生活水準を著しく押し上げることができる発展途上国において特に重要である。
- EUと日本が世界の舞台で引き続き主導的な役割を果たし、競争力を確実に強化することがさらに重要となる。
- 双方の強みをより効果的に活用すべきである。また、協力が可能な場合は、早期の段階で開始すべきである。
- 現在及び将来のパンデミックという問題は、日本とEUが単独で自国内で解決できるものではない。したがって、パンデミックの影響に見舞われているパートナー国に対し、短期的な支援にとどまらない、中長期的な支援を拡充していくことが重要である。

データの自由な流通を促進する

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 2023年10月28日の日・EUハイレベル経済対話において大筋合意²に達したEPA第8.81条(3年見直し条項)に規定されているように、日EU経済連携協定(EPA)の電子商取引章を、国境を越えたデータフローに関する文言を含む最高水準に見直し、完成させるための交渉を追求する。
- 増大する国境を越えたデータの流れに確実な法的根拠を与えるため、これらの交渉をできるだけ早くまとめる。協定は野心的な内容でなければならず、パーソナルデータの保護を保証すると同時に、国境を越えたデータの流れに関する近代的なルールを確立しなければならない。

BRTは以下のように考えている。

- データは、デジタル経済を推進し、加速させる上で重要な役割を担っている。安全な条件下におけるデータの自由な流通、すなわち日・EU間の「信頼性のある

² https://www.mofa.go.jp/press/release/press4e_003322.html

「自由なデータの流通」は、ビジネスの機会を創出し、両経済圏の競争力を強化する上で相互に有益である。

WP-1 / # 02* / EJ to EJ 次回 WTO 閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案

新型コロナウイルス収束後の世界において保護主義圧力が高まり、今なお続く地政学的危機が広い範囲で国際秩序の混乱を引き起こす中で、日本と EU は WTO の強化及び改革を後押ししている。EU 及び日本は全世界の経済活動を再び活発化させ、さらなる自由化を推進することができるように、他の WTO 加盟国とともに多角的貿易体制の守護者である WTO を核とする体制、及び世界貿易の秩序を維持するための公正なルールの礎としての WTO 協定の価値観を守り、人々、資本、製品及びサービスのモビリティを確保すべきである。このため、WTO 及びその加盟国は、貿易及びグローバルイゼーションに対して表明された懸念を考慮に入れるとともに、多国間の貿易体制の関連性を確保し、現下の課題及び将来の課題に、より良く対応するための改革をさらに推進する必要がある。

そのため、BRT は、2022 年 6 月 17 日に閉会したジュネーブの第 12 回 WTO 閣僚会議において閣僚宣言が採択されたことを歓迎するとともに、2024 年 2 月下旬に開催予定の第 13 回閣僚会議に期待する。

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 技術革新及びデジタル経済の根幹は電子的な送信の関税不賦課の広まりにあると指摘し、WTO による電子的送信の関税上のモラトリアムを延長し、これを恒久化することで合意する。WTO が、サービス貿易の関税引上げの原則を認める場になってはならない。
- 新型コロナウイルス関連の治療薬や診断薬に関する知的財産権の保護を放棄し続けることを回避する。
- WTO の交渉の柱を強化し、グローバル・バリューチェーンの恩恵をより広範囲に広める。この点において、EU 及び日本は中心的な役割を果たさなければならない。
- WTO 施行の柱である WTO 上級委員会の適正な機能を保護する。このような状況のもとで、BRT は、第 12 回 WTO 閣僚会議が、2024 年までに紛争解決制度を構築すると約束したことを称えるとともに、WTO 上級委員会を含む WTO の紛争解決制度に対して表明された課題及び懸念に対応することの重要性及び緊急性を認識しようとしたことを歓迎し、その重要性を強調する。BRT はまた、日本が 2023 年 3 月に多国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) に参加したことを歓迎する。BRT は、全加盟国がアクセスできる、完全かつ優れた機能を有する紛争解決システムが確立されるまで、MPIA のような暫定的多国間紛争解決枠組みを有効に機能させるよう両政府に要請する。

- 市場本位の貿易環境の重要性を再確認する。WTO 改革に関しては、特に産業向け補助金及び技術移転に関する WTO 規則の強化及び通告義務の順守改善の努力について、米国、EU、及び日本の三者間協力の継続を支持すると共に、WTO の全加盟国がそれぞれの実際の経済力に則り貢献を行うことを確保する。BRT は、e-コマースの貿易関連面に関する規則策定も支持する。
- 他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠なさらなる項目について探究する。これには、例えば、産業向け補助金及びグリーン補助金、輸出規制の緩和、投資（円滑化）及び競争の項目が含まれる。さらに、EU 及び日本は、公平な競争条件を形成し、ビジネスの不確実性を軽減するような輸出コンプライアンス枠組みを構築する必要がある。
- 共同声明イニシアチブの下で、特にデジタル分野及び気候・環境分野での交渉を活発化させる。開発のための投資円滑化に関する共同イニシアチブへの EU 及び日本の参加と進展は心強い。
- サービス貿易・投資の透明性をさらに高め、実行しやすくするため、サービスの国際規制に関して 2021 年 12 月 2 日にジュネーブで合意された規律を、EU 及び日本の全ての関連国内規制において完全に実施する。例えば、WTO 事務局への通知システムを導入することにより、全締約国によるレファレンスペーパーの完全実施を奨励し、イニシアチブへの参加を他の WTO 加盟国に働きかける。これは全 WTO 加盟国にとって有益な協定である。EU 及び日本を含む多くの加盟国が認証手続きを開始したことは前向きな一歩である。
- 新型コロナウイルスパンデミックや今なお続く地政学的危機によるサプライチェーンの混乱といった世界の現状を考慮し、2015 年 12 月の合意通り、情報技術協定 (ITA) の対象品目・参加加盟国及び地域のさらなる拡大に関する議論を主導する。WTO 全加盟国間の合意形成が困難な中、多国間ベースの交渉を維持・継続する上で ITA は重要な役割を担っている。さらに、ITA の拡大により、日本国民及び EU 市民は、AI を含め、進化を遂げる IoT 技術及び DX の恩恵を受けられるようになるはずである。

BRT は以下のように考えている。

- 第 13 回 WTO 閣僚会議は、ルールに基づく多国間貿易体制の利点を再確認する上で極めて重要な会議になるだろう。この会議は、政府及び企業経営者が近代的かつ効果的な貿易ルールを使用できる多国間及び複数国間の一連の成果をもたらすに違いない。同時に、次回閣僚会議は、今後も引き続き具体的な成果を上げるべく、WTO 改革に関する議論を併せて進める必要がある。
- e-コマースに関し、次回閣僚会議では、国境を越えたデータの流れを保証するためのルール等、野心的で包括的、かつ商業的に意義のある成果が得られるように、真の意味での進展が図られるべきである。電子商取引協定は、データローカライゼーション要求、特に、ある国・地域の領域内で事業を営むための条件として、当該領域内でコンピュータ関連設備の利用または設置を要求するこ

との禁止、ならびにソースコード、アルゴリズム及び暗号に関連する機密情報の開示要求を禁止し、デジタル・プロダクトの無差別待遇を保証すべきである。WTO の支援のもとで財及びサービスの自由化を交渉するにあたっては、バリューチェーンの視点を取り入れることが重要である。その結果、真の効果が確実にもたらされる。なぜなら、国際貿易においてグローバル・バリューチェーンはますます重要な役割を果たすようになったからである。製品間及び部門間で不当な差別が生じない限り、自由化には環境物品協定（EGA）に関連する環境物品も含めるべきである。また、これらの協議を環境サービスにも拡大すべきである。これらのことは汚染及び気候変動との闘いに不可欠である。さらに、新型コロナウイルスのパンデミックのフォローアップとして、WTOは将来の危機において世界のレジリエンスを高めるような貿易・健康関連イニシアチブを検討すべきである。

- 新型コロナウイルスワクチンに関して知的財産権保護を行使しないという決定は、ワクチンの入手という現在の課題に対処しておらず、将来的に発生するパンデミックに対処しようとする取り組みを弱体化させるおそれがある。なぜなら、企業が研究開発投資に対する企業の意欲を削がれるからである。
- こうした観点から、BRTは、第12回閣僚会議がe-コマースに関する作業計画の協議を再開し、電子通信の関税に関するWTOモラトリアムの恒久化について合意したことを歓迎し、その重要性を指摘する。

WP-1 / # 03* / EJ to EJ

国際規格の適用と規制協力の強化

規制協力は、日欧両経済圏が経済的に繁栄するための鍵になるとBRTは考えている。2019年2月に日・EUEPAが無事締結されたことから、新規制が協定に基づく市場アクセスの便益を帳消しにしたり損なったりせず、二者間貿易に新たな障壁をもたらさないことを保証するだけでなく、両経済圏の規制協力をさらに拡大・強化することがますます重要となっている。これにより、EUと日本がより望ましいビジネス環境を形成し、最終的にこのような協力関係が他の二国間・多国間関係にも広がっていく。

総括的提言

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- EPAを土台として規則・規制・規格の調和をとともに目指す。この点に関してEPAが非常に大きな成功をもたらしたことは間違いないが、EPAが取り扱っていない分野、ならびに新たな分野及びテクノロジーに対応するために活動を継続しなければならないとBRTは考える。
- 国際規格が作成されていない場合、それが可能かつ妥当であれば、機能的に同等の要求事項に基づいて承認された製品の輸入・販売・使用の承認を受け入れる。

- 貿易と投資への障壁を生じるおそれのある政策が取られることを防ぐため、新しい規制動向が内外のビジネスに与える影響を調査する。
- 規制及び規格の調和に関して、産業界の経験に基づく具体的な活用事例を議論することで、産業界との密接な対話を実現させる。

BRTは以下のように考えている。

- EPAは規制協力の完璧な土台を形成するが、この機運が失われないようにこれが遅滞なく実行されることが重要である。
- 今、執行可能な規制の調和を実現させるためには、交渉中と同じようなものの考え方が必要となっている。
- 継続的な対話が必要だが、成果なき対話を避けるため、目標を明確に定める必要がある。

1. 共通の化学物質規制の設定

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 物質の危険有害性共通リスト及びデータの評価・共有に対する共通のアプローチ、ならびに危険有害性分類を確立する。
- 全面的な認証への第一歩として、EUと日本のいずれかで実施された試験結果を他方で実施されたものとして認定するシステムを確立する。

BRTは以下のように考えている。

- 共通の規制環境は、コスト軽減を通じて産業界に恩恵をもたらすだけでなく、価格の低下や一貫した保護を通じてユーザーと消費者にも恩恵をもたらす。
- 規制を一方向的に発表する前に、日・EU両政府は、マルチステークホルダー・アプローチに基づき、規制を最終決定するための適切な公開協議プロセスを実施すべきである。

2. 共通の資源効率政策の策定

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 適正なインセンティブ、標準化された試験法、基準、及びEUと日本の環境製品宣言の共通形式を用いて資源・エネルギー効率の概念を広め、これらの政策が国際的に共有されるように互いに協力する。規制の調和を追求すべき分野は、材料リサイクル／リユース及びエネルギー回収の分野である。EUと日本の経済がサーキュラー・エコノミーになるためには、双方にとって不可欠な分野である。

- エネルギー効率規制、関連するラベル表示に関する規則、及び環境・炭素フットプリント・スキーム、サプライチェーンにおける情報転送のためのトレーサビリティツールの国際的調和を推進するために多国間レベルで協力する。

BRTは以下のように考えている。

- エネルギー・環境関連問題の多くを解決するためには、共通のアプローチを取るしかない。よって、EUと日本がISOとIECのレベルで、この分野におけるリーダーシップを発揮することが重要である。

3. AEOのメリットの拡大

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 認定事業者（AEO）により具体的なメリットを提供するために、規制協力のさらなる拡大を目指す。
- 輸入におけるさらなる自由、簡素化、及び責任を企業に与えることにより、企業の事務的負担を増やすことなく、実質的な利点を増やせるように注力する。

BRTは以下のように考えている。

- 各出荷物を適正に追跡する能力があることを示せるというメリットを企業にもたらし、より円滑な物流システムが必要である。
- これは、違法な出荷への取り組み、及びトレーサビリティの点で能力が低い企業への支援に重点を置くことができるという意味で当局にとってもメリットがある。

4. UN規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 自動車規制の世界調和のためのフォーラムとして、国際連合欧州経済委員会（UNECE）と引き続き協力し、活動を促進する。
- さらに、相互承認の恩恵を拡大することにより、欧州と日本の双方の自動車輸出に関し、規制遵守の負担を軽減するための国連基準の採択を加速させる。
- 電気、ハイブリッド、燃料電池車、カーボンニュートラル燃料、自動運転技術、協調型運転技術等、環境に優しい、安全な自動車技術の円滑な市場導入が促されるように、国際的調和が図られた技術要求事項及び試験手順の確立に向けて協力する。

BRTは以下のように考えている。

- 共通の規制枠組みは、調和が重要であり、UNECEが適切な討論の場であるという強いシグナルを諸外国に送ることになるだろう。

5. 衛生植物検疫規制

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- SPS 枠組みをさらに調和させるために EPA を利用する。逸脱を防ぐために細かなレベルで調整を行う必要がある。ある市場で承認された製品が、さらなる試験や市場承認を要することなく他市場でも承認されたと見なされることを重要原則とすべきである。

BRTは以下のように考えている。

- EUと日本の優先課題であり、双方が多大なリソースを費やしている食品及び飲料の輸出拡大という目標を達成するためには、調和と相互承認が不可欠である。

6. 電気製品

EU、日本の双方に、専門家と消費者の両方を含むユーザーを保護し、電気製品を安全に使用できるようにするための制度がある。簡単に言えば、EUはCEマーキング、日本はPSEマーキングを使用している。残念ながら、これらのシステムは必ずしも整合化されていないため、多くの場合、再試験が行われている。

BRTは日・EU両政府に対し、以下の点を求める。

- 再試験を回避するため、可能な限りシステムを整合化する。BRTは、電圧の違いやプラグの違いなど、完全な整合化を困難にする根本的な相違があることを理解している。しかし、それでもなおゴールは同じであるべきだ。

BRTは以下のように考えている。

- 整合化が実現すれば、企業はより早く、より安く製品を導入できるようになる。また、政府にとっても、製品の再承認及びチェックにリソースを費やす必要がなくなるという点で有益である。

WP-1 / # 04 / EJ to EJ

社会保険料の二重払いの回避

BRTは、日本とEU加盟13か国の間で社会保障協定が結ばれたことを歓迎する。日本とEU加盟数か国との間で交渉または事前協議が進められている。

BRTはEU加盟国と日本に対し以下の点を求める。

- 年金保険料の二重納付が不要になるように二国間協定を速やかに締結する。

- 中間的措置として、被雇用者及び雇用者の年金保険料を免除するか、または本人が国を離れる際に本人と雇用者の両方に納付済み保険料を還付する規則を導入する。

BRTは以下のように考えている。

- 労働力の流動性の高まりや企業におけるグローバルな規模での異動と採用の必要性の高まりを背景に、社会保障協定の必要性も高まるだろう。

WP-1 / # 05* / EJ to EJ 気候中立の実現

気候変動は世界的な課題である。よって、BRTは、EUと日本が気候中立を2050年までに実現するという共通の目標を掲げていることを高く評価する。この目標の実現に向けたEUの取り組みは、「Fit for 55 Package」イニシアチブ及び「REPowerEU」計画等でよく知られている。これらの取り組みは、例えば、2030年までのEUのGHG排出削減を40%から55%に修正することによってグリーン移行を加速させる。

しかしながら、気候中立への道のりはさまざまであり、多様な技術の選択肢が、気候中立への効果的な移行において役割を担う。さらに、炭素国境調整メカニズム(CBAM)については、EUと日本が進むべき道筋のビジョンやイメージを共有する前に、具体的方策に関する協議が行われている。

この点に関して、BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- WTO等の国際ルールに沿った、気候中立に関連する透明かつ公正な国際貿易ルール及び制度を構築するために、強力なリーダーシップを発揮し、各国政府の協力を促す。
- 炭素集約度に基づいて炭素リーケージにしっかりと取り組むための今後の方策について協議する。2023年10月1日に経過措置期間に入った炭素国境調整メカニズム(CBAM)については、CBAMの義務に基づく報告及び手続きにおける国産品と輸入品の格差を解消する。
- 国際的な調和とWTOの遵守を確保するため、炭素価格の取り扱いに関する緊密なコミュニケーションを確保する。
- 再生可能エネルギー及び電力網への投資を大幅に拡大し、公正な移行、地域社会、及び環境基準を尊重しつつ、許可及び規制のプロセスを合理化する。
- 洋上風力発電や再生可能エネルギーを活用した水素・アンモニア製造等のグリーンテクノロジー分野における規制協力を強化し、これらの技術の配備加速を後押しする。

WP-1 / # 06* / EJ to EJ BEPS 行動計画及びその他税制問題に対する提言

BRT は、国際的に公平な課税枠組み及び公平な競争の場の形成を支持する。BRT は同時に、税制はできる限り単純で透明性の高いものあるべきであり、企業に過度な事務的負担をかけるべきでないとする。

BEPS 行動計画

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- BEPS 行動の実施が、企業の事務的負担を増やすことのないよう保証する。
- OECD が提案するプロトコルに従って、多国籍企業の子会社ではなく、多国籍企業の最終親会社のみ国別報告書 (CbCR) の提出を求める。
- 二国間及び多国間事前確認制度の締結促進を目指す。
- BEPS 行動 13 が求めるように、納税者に関する情報の秘密を保持する。
- 恒久的施設 (PE) に関して金融サービス業界が広く実践するグローバル・トレーディング・ビジネスモデルに特に注意を払う。欧州諸国の税務当局は、グローバル・トレーディング・ビジネスのもとでオフショア・ブッキング・エンティティにブッキングするトレーダーは従属代理人の資格を満たすべきとの判断に基づき、租税査定を行う前に PE に最大限の注意を払う。
- BEPS 行動 13 及び行動 7 との関連の有無を問わず、新しい課税規則を実施する前に、他の地域の実施要件に最大限の注意を払う。
- 法令を遵守している納税者に無用の不安を与えない。また、2013 年に OECD/G20 各国が合意した通り、意図せぬ二重課税を防止する。「税源浸食と利益移転 (BEPS) に関する OECD/G20 包摂的枠組み」の加盟国 138 カ国が合意した経済のデジタル化に起因する租税問題に対処するための声明に基づき、EU は、OECD/G20 の他の加盟国及び地域と調和する税制の構築に向けて協力すべきである。

その他の税金問題

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 所定の時間枠の中で、条約に関わる紛争の解決を保証するためのメカニズムとして、日本及び EU 加盟 24 か国を含む 25 か国が締結を約束した二国間租税条約において、強制力・拘束力のある相互協議事案仲裁に EU 全加盟国及び日本を含める。
- 成長とイノベーションにつながり、遵守する側の企業と執行する側の税当局の双方の時間とコストを軽減する、より単純で、負担の軽い、理に適った税制を目指す。

- ロイヤルティ、利息及び配当の支払いが、できる限り広範囲に源泉徴収税を免除されるよう保証するため、二重課税をなくし、EU加盟国と日本の間の租税条約を近代化する。
- 経済的混乱を招かないために、現在 OECD で議論されているデジタル課税に関する合理的な枠組みを世界的に確立すべく協力する。

WP-1 / # 07* / EJ to EJ 経済安全保障

グローバリゼーションは新たな局面を迎えている。こうした状況の中、国際貿易と安全保障との結びつきはますます強まっている。BRTは、国際貿易と投資が持つ安全保障上の側面を認識しているが、国家の介入、特に一方的な措置は、バランスを取りながら、的を絞って適用しない限り、通常の商取引に強い悪影響を及ぼしたり、成長とイノベーションを阻害したりするおそれがあると考えます。経済安全保障に関する国際協力及び国際協調は、措置の効果を一層高め、安全保障問題を一般的な経済的利益から切り離す上で役立つ。

EU及び日本は、同じような高度先進経済圏であり、強力なハイテク産業を有すると同時に、ルールに基づく国際貿易システムに大きく依存していることから、これらの問題について協力し合うべき、志を同じくするパートナーである。

よって、BRTは、2023年7月13日に開催された第29回日・EU定期首脳協議の共同声明、および2023年5月20日に広島で開催されたG7が採択した共同声明に経済的強靱性及び経済安全保障に関する項目が盛り込まれたことを歓迎する。BRTはさらに、2023年7月3日に東京で開催された日・EUデジタル・パートナーシップ会合の際に交された「安全保障に強く持続可能なグローバル・コネクティビティのための海底ケーブルに関する覚書」および「半導体に関する覚書」にも注目している。

BRTは日・EUに対し以下の点を求める。

- 最も効果的な抑止のための強さと結束の証として、望ましくはG7形式で、**経済的威圧に対して一致団結し、対応を調整する。**
- 貿易障壁を弱めて、企業が互いの市場でサプライチェーンを多様化し、戦略的依存を低減するよう促すため、**日・EU経済連携協定を完全に実施する。**
- 多様な輸出入先を確保するため、日本とEUは、例えば、ITAの対象品目、ならびにその加盟国及び加盟地域を拡大するなど、定期的に自由貿易体制を維持し、強化すべきである。
- **輸出規制及び輸出制限について協力する。** 共通の安全保障リスクを明確化するとともに、可能な限り輸出規制リストを調整し、事務手続きのやり直しを最小限に抑えることにより、企業の規制上の負担を軽減する。

- 海外直接投資（FDI）の審査に関し、最新の規制動向について議論するとともに、企業秘密を守りつつ、互いの市場への FDI に関するベストプラクティス及び関連情報を交換する。
- 第 29 回日・EU 定期首脳協議の共同声明で提案された、経済的安全保障に関する回答に取り組む共同リスク評価に企業を参加させる。
- 非市場経済型慣行を監視し、同慣行に関する専門知識を交換する。
- 政治的にハイレベルな場で（望ましくはハイレベル経済対話の席で）経済強靱性および経済安全保障の議論を継続する。

WP-1 / # 08* / EJ to EJ 人権とサプライチェーン

EU も日本も、サプライチェーンにおける人権の尊重を産業界に求める政策を実施している。これは直接的なサプライヤーだけでなく、さらに上流及び下流（またはそのいずれか）のサプライヤーにも適用される。BRT はこの取り組みをきわめて重要と考え、当局の取り組みを全面的に支持している。EU においても日本においても、すべての責任ある企業にとって人権は最重要課題であり、またそうあるべきである。

しかし、両地域において採択される法律に乖離が存在しないことが重要である。このような乖離は、特にサプライチェーンの中の企業により重い負担を課すことになり、企業が最終目標である「人権に適うサプライチェーン」を実現させることを難しくする。

また、社内においても、顧客やクライアントとの対外的な関係においても、企業が人権に関する取り組みをより成功させるために、いかにしてコンプライアンスを達成するかについて明確な指針を示すことも同様に重要である。

BRT は日・EU に対し以下の点を求める。

- サプライチェーンにおける人権に関する政策を調和するための議論を開始する。採択された、あるいは今後採択される法律及びガイダンスが、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」及び「OECD ガイドライン」等の国際基準に従って設定・実施されるよう保証することにより、要求事項の乖離を回避する。要求事項をいかにして遵守するか、どのような文書が必要かについてのガイダンスを発表する。透明性が高く、予見可能性が高く、民間企業が実行可能な措置を導入することが重要である。

日本に対する欧州産業界からの提言

WP-1 / # 09 * / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ

産業界は今なお、国際規格または国際規制と調和しない規格及び製品認証に直面している。さらに、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格に準拠して発行されたものであるにもかかわらず、海外の承認の中には日本の政府機関によって認められていないものがある。これによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性を認めながらも、ある市場で認証された製品が他の市場においても自動的に承認されるように、規格及び認証手順の調和、製品認証の相互承認、また調和規格が存在しない分野においては、機能的に同等な要件に基づいて承認された製品の輸入・販売または使用の相互承認を推進するよう日本に対して強く要請する。日欧EPAは、日本において調和プロセスを加速させる大きなきっかけとなった。これは今後も引き続き達成可能だとBRTは考える。

BRTは、特に次の分野に重点を置くよう日本政府に提言する。

自動車

原則としてEPA合意は、「日本及びEUの双方が、製品の安全性及び環境の保護に関して同じ国際規格で完全な調和を図ること」を保証する。「これは、欧州の自動車にはEUと日本において同じ要求事項が適用され、日本への輸出に際して再度の試験及び認証が不要であることを意味する」

しかしながら、この分野においては協定の理想と現実の間に大きな乖離が見られる。その原因は、最長7年間にわたる移行期間、いくつかの適用除外、及び一部分野における特殊規定である。概して、協定は現状を大きく改善するに至っていない。

協定の現行規定のもとでは、改善は漸進的でありスローペースになるおそれがある。特に排出／燃費という重要な分野において、この食い違いが続くことが予想される。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 排出ガス基準値を含む独自の規制を撤廃する。
- 現在、協定で取り扱われていない分野においてさらなる調和を促進する。
- 特に排気／燃費の分野で、EPAが意図する通り、車両を日本に輸出する際に、試験及び認証を再度受けずに済むようにすることを含め、EU認証の承認を任意から必須条件に変更する。
- 自動車ワーキンググループを活用し、意図された変化の加速と調和に向けた取り組みの拡大を通じてこの分野におけるメリットを高める。

鉄道

日本には統一的な適合性評価スキームがない。また、原則として、海外のスキーム又は承認を認めていない。結果として、欧州ではすでに安全と判断された製品及びサービスについても再試験が必要となるケースが多々ある。日本は国際的な標準化の取り組みに参加しているが、日本の事業者がこれらの規格または試験方法を積極的に導入していることを明らかに示す兆候は見られない。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 適合性評価のための国家システムの導入に力を入れ、試験及び認証の相互承認を促進する。あらゆる鉄道関連セクターの内外企業を含む、日本政府主導のワーキンググループを設立すべきだと BRT は考える。
- 日本の事業者が必要とする規格及び試験が透明な形で伝達され、欧州のサプライヤーがこれらの要求事項を満たし、これを超えることができるようにさらなる配慮を払う。
- 他国での導入が困難な日本独自のソリューションを製作するのではなく、より多くの既製ソリューションを普及させるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 国家の試験スキームはサプライヤーのコスト削減につながると同時に、政府もまた、鉄道関連会社が適正な安全要求事項を満たしていることを確認しやすくなる。

加工食品

EPAは関税引下げを提案しているが、企業の規制環境には未だに変化がない。これは、往々にして日本特有の要求事項を満たすために、企業が膨大なリソースと資金を費やさなければならないことを意味する。

BRTは日本政府に対し、以下の点についてEU当局と協力するよう求める。

- 欧州の承認及び試験方式を認可する。
- 国際的に承認された食品添加物及び酵素との調和を図る。
- 放射能検査の必要性に関する規則の調和または相互承認を図る。欧州は日本製品の放射能検査は不要と決定したが、日本市場向けの一部のEU食品が依然として要検査とされている点を指摘したい。

BRTは以下のように考えている。

- 欧州の承認及び試験結果の認可が増加すれば、日本の消費者は、より種類豊富で廉価な欧州製品の恩恵を受けられる。

電気製品

日本では、電気製品に電安法と呼ばれる関連法規の遵守が義務付けられている。残念なことに、この法律はかなり複雑で、完全な調和がなされておらず、行政に重い負担がかかっている。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- IEC規格との調和を高める。
- 法律を簡素化し、個々の製品に必要な具体的認可を明確にする。例えば、スタンドアロン型かビルトイン型かによって、照明器具に関する要求事項が異なる場合がある。
- 紙文書原本の必要性をなくし、デジタル証明書の使用を促進する。

BRTは以下のように考えている。

- 欧州の承認及び試験結果をより広く認めることにより、日本の消費者はより幅広い欧州製品を、より手頃な価格で入手できるようになる。

WP-1 / #10* / E to J 自主検定及びリスクアセスメント

生産サイクルが短縮されたことに伴い、リスクアセスメント及び自主検定がますます普及してきた。これは市場に製品を導入するまでの時間を短縮すると同時に、企業がしかるべき責任を負うようにするためである。自主検定は日本でも用いられているが、政府または第三者の承認が必須とされることが多い。製品の例としては、基地局、食品接触材、非侵襲性医療機器、電気製品等が挙げられる。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 人命、動物及び植物の保護に十分な配慮が払われるよう保証しつつ、自主検定の利用を拡大する。

WP-1 / # 11* / E to J 風力発電

日本がCO₂排出目標を達成し、2050年にネットゼロを実現するためには、風力エネルギーの開発が不可欠である。現在、近代的でコスト効率の良い風力タービンには、大規模送電網から独立の地方送電網まで、あらゆる種類の既設電力網と円滑に連系する高度な技術が搭載されている。昨年発表された「第6次エネルギー基本計

画」は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた日本のロードマップである。この計画は、再生可能エネルギーを主要電源と位置づけ、政府は再生可能エネルギー強化を優先することを宣言した。こうした背景のもとで、政府は2030年までに発電量に占める自然エネルギーの割合を36～38%にすること、及び2030年までに5.7GWの洋上風力発電所を設置することを目標に掲げている。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 洋上風力発電所認証手続きの抜本的な改革を実施する。現行制度は、長期間を要する予測不可能なプロセスを引き起こす。これが早期の決算処理及びその後のCODのボトルネックになっている。
 - 認証取得までの期間：認証手続きは1～1.5年で完了すべきである。欧州ではこれが一般的となっている。現在日本では3～4年かかる。
 - 言語：すべてのコミュニケーションにおいて英語の使用が認められるべきである。
 - 書類ベースの審査手続き
 - 国際認証及び国際規格の使用の拡大
- 日本は、ラウンド2及び3のプロジェクトの全部または大部分が2028年から洋上建設活動を開始し、2030年までに風力発電所を稼働させられるように、すでに選定された積出港（秋田、能代、鹿島、北九州）の拡張・整備、及び追加的な積出港の開発（またはそのいずれか）を行い、望ましくは2027年までに準備を整えるべきである。
- 洋上風力発電関連プロジェクトにおいて、外国船籍船及び当該船舶での外国人船員の使用を可能にする。

WP-1 / # 12* / E to J 自動車

軽自動車及びその他の自動車は、租税、保険及び駐車規則の面で相変わらず異なる取り扱いを受けている。経済産業省（METI）と日本自動車工業会（JAMA）は、課税における格差レベルを1:2に縮小することを提案したが、現時点で軽自動車とサブコンパクトカーの基本的な税率の差（1:3.3）は受け入れがたいほど大きく開いたままである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 軽自動車とその他の乗用車を税と規制の両面で同じ条件下に置く。

WP-1 / # 13* / E to J 運送・物流

BRTは、WP-1/#03/EJ to EJに加え、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これらの事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度を改定することを日本に対して提言する。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当の意味で魅力を感じられるように事務負担を軽減する必要がある。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 検疫関連規則が適用される製品については、保税倉庫を最初の寄港地として取り扱えるようにする。
- 海上輸送については電子荷渡指図書の使用を促進する。
- 現在、多くの日本企業は大手企業を含め、未だにファックスと書類による発注を使用していることから、物流業界のデジタル化を率先して推進する。
- スマートボックスをコンテナの一部とすることを許可する。これを貨物の一部として申告しなければならないのは日本のみである。このため、スマートボックスの輸入申告を行わなければならない。
- 輸入申告時に 100 項目以上の記載ができるようにする。

BRTは以下のように考えている。

- よりシームレスでフレキシブルな輸送セクターは、貿易全体の流れに好影響を与え、EPA が提供する市場へのアクセスの向上をますます促進するだろう。

WP-1 / # 14 / E to J 航空機

羽田D滑走路の重量制限は、欧州製航空機の使用を妨げる障害であり、羽田空港の国際線発展拡大を阻む障害でもある。これらの重量制限を再検討し、エアバス製A380やA350等の新型・大型航空機の運用を可能にすべきである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- これらの重量制限を再検討し、エアバス製 A380 や A350 等の新型・大型航空機の運用を可能にする。これは、A380（コード F 航空機）と同じカテゴリーに属する 747-8i の承認に合わせて実行されるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 日本が外国人旅行者受け入れを再開し、訪日外国人旅行者数が新型コロナウイルス発生前の水準を超えた場合、羽田の発着枠は限られているため、上記のような航空機が不可欠となる。

WP-1 / # 15 E to J 株式報酬

日本は有価証券届出及び目論見書の作成・交付要件の免除が厳しく制限されるため、EU企業が日本に居住する取締役及び従業員を対象に株式報酬制度を導入する際の障害となっている。有価証券届出要件は、日本における法定開示要件にもつながる。これは、日本で活動するEU企業にとって費用負担が大きく、手間もかかる。

株式報酬に関する現行の有価証券届出免除措置の一つは、EU企業が100%出資する子会社又は孫会社のみにも適用され、他のグループ会社は免除対象にならない。もう一つの有価証券届出免除は、制度の対象となる取締役及び従業員の総数が50人未満の場合に限り適用される。

EU企業がより効果的に日本の取締役及び従業員を惹きつけ、引き留め、これらの人員の意欲を高められるように、上記の免除措置を再検討すべきである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 株式報酬に関する有価証券届出及び目論見書作成・交付義務の免除を再検討し、日本におけるEU企業の実務上の取締役及び従業員の株式報酬について、有価証券届出及び目論見書作成・交付義務の免除を受けられるケースを増やす。

BRTは以下のように考えている。

- これらはあらゆる業種の企業に影響を及ぼすが、現行規則はハイテクエキスパートの採用を困難にするため、デジタル化への取り組みに影響を及ぼす。

WP-1 / # 16 E to J 人材

日本は深刻な労働力不足に陥っている。これはブルーカラー労働者、ホワイトカラー労働者のどちらにも言えることである。残念ながら、人口動態に問題があるため、短期的にも長期的にもこうした状況が改善される兆しはほとんど見られない。そこでBRTは、いくつかの弱点を解消する規制改定を提案したいと考える。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- 日雇い派遣禁止を廃止する。現在は 500 万円という年収要件があるため、日雇い労働者を派遣できない。
- 性的マイノリティの人権を保護する法律を導入する。これにより、日本は海外の人材にとってより魅力的な労働市場になるだろう。
- パートタイム労働者からフルタイム労働者への移行を奨励するため、税、健康保険、年金納付に関する規則及び基準を改定する。
- 「派遣会社の事業所別マージン率に関する情報開示」の要件を撤廃する。これは、人材派遣会社に自社派遣労働者への投資意欲を失わせるおそれがある。人的資本への投資が増大すれば、書類上、マージンが上昇する可能性があるためである。

BRT は以下のように考えている。

日本は、労働力不足に取り組むために、あらゆる可能な改革を模索すべきである。労働力不足は、国内企業と外資系企業の双方にとって、日本国内での成功の持続を妨げる最大の障害の一つである。

EUに対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 17 / J to E 化学品規制

CSS（持続可能性のための化学物質戦略）

BRTはEU当局に対し、以下の点を求める。

- 欧州グリーンディールの戦略の一つとしてEU当局が発表した「持続可能性のための化学物質戦略（CSS）」において、有害物質のない「汚染ゼロ」目標実現のために検討中のREACH・CLP規則改正を始めとする行動計画は、化学物質の適切なリスク（ハザード×曝露）評価に基づいて推進すべきである。
- 本行動計画により、適切なリスク管理によって安全に使用できる、持続化社会を実現するために欠くことができない化学物質が、市場から排除されることがないように、要請する。

BRTは以下のように考えている。

- EU当局は、有害物質のない「汚染ゼロ」の実現のため、化学物質の制限・禁止を従来よりも対象を広範囲とし、かつ加速させる必要があるとして、REACH規則の原則であるリスクベースではなく、ハザードに主眼を置いて進めることを考えている。
- 一方で、化学物質は、ありとあらゆる製品・技術に不可欠なものであり、ハザード重視で制限・禁止を行った場合、代替物質がない多くの関連製品・技術が消失し、社会に重大な悪影響をもたらすおそれがある。
- EU当局の「汚染ゼロ」の理念は理解できるが、化学物質は、リスクを適切に管理して使用すべきものであり、ハザードを重視して化学物質を制限・禁止しようとする考え方は受け入れ難い。
- また、EUで持続可能な投資促進のために施行されたEUタクソノミーにおいても、「汚染防止と管理」が環境目標に設定され、ハザードを重視した「懸念物質リスト」が作成されて、汚染を減らすために安全な代替物質に置き換えていくとされている。これらの物質の製造は著しく抑制されることになり、持続化社会の実現に必要不可欠で、適切なリスク管理によって汚染を回避できる化学物質が、科学的な議論を経ずに市場から排除されることを懸念する。

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 複数のセクターで使用される各化学物質の健康／環境への影響を評価する際には、正確な曝露状況及び各セクターの使用量に応じたリスク評価を行い、各セクターを統括する法律で規制を課すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- CSS の行動計画のもとでの「一物質、一評価」プロセスの確立は、特に業種によって使用量が大きく異なる場合に、危険有害性評価基準に基づく特定セクターへの過度な規制につながる可能性がある。

REACH

1. BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 近年、PFAS、マイクロプラスチック等、多くの物質の製造、上市及び／又は使用を一律に禁止する「グルーピング・アプローチ」による規制が検討及び／又は提案されている。個々の物質について、科学的知見に基づくリスクアセスメントを行った上で、規制案を適用すべきである。
- 広範囲の物質を一度に規制する場合、多様な用途及びサプライチェーンに適用される定義及び条件が複雑になり、事業者の混乱を招く。よって、法制化を検討する段階から詳細なガイドラインを公表すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 類似する物質をグルーピングして規制を課す試みは、評価の迅速化及び「Regrettable Substitution（遺憾な代替）※」の防止には有効かもしれない。しかしながら、個々の物質の特性及びリスクを考慮せず、化学構造のみでグルーピングして包括的に規制することは科学的合理性を欠き、適切なリスク管理によって安全に使用できる有用な物質を失うことにつながる。

※Regrettable Substitution :

問題のある化学物質の代替として、毒性等が未知の物質が使用される状況

2. BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 現在、欧州委員会で協議中の REACH 規則の見直しにおいて、ポリマ登録制度が検討されているとのことだが、このポリマ登録については、他国の制度と同様、人の健康や環境への懸念の高いポリマのみを登録し、低懸念ポリマは登録免除する制度とする。
- このような理由から、EU は国際的調和(整合化)にあたって、低懸念ポリマ(PLC) の概念を導入し、登録要件の適用を除外する PLC の特定に関して科学的に妥当で明確な基準を策定すべきである。

- 新しいポリマ登録制度を導入する代わりに、輸入ポリマに関する現行の構成モノマ登録制度を廃止する。

BRTは以下のように考えている。

- EU域外からポリマを輸入する際に事業者が義務づけられている構成モノマの登録制度は、EU域内からポリマを調達する場合には不要であり、不公平な制度である。特に、EU域外の調剤メーカーは、自らポリマを製造せず、サプライヤーから購入して調合することが多く、登録に必要な各種のモノマ情報をサプライチェーンに遡って入手するための作業負担が重く、一種の非関税障壁となっている。

3. BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- CSSにおいて、欧州委員会は、有害化学物質の使用が健康、安全、又は社会の機能に不可欠であり、人の健康及び環境の観点から許容できる代替手段がない場合に限り、その使用が認められるよう、エッセンシャルユースの基準を確立すると述べている。今後、REACHにエッセンシャルユースを導入する際には、環境及び人の健康の保護に加え、社会経済学的概念を取り入れるべきである。また、導入後も、化学物質の特定の用途がエッセンシャルユースかどうかを慎重に検討すべきである。
- 認可・制限の改革では、リスクベースの評価、社会経済的評価は残されるべきである。
- ジェネリック・リスクマネジメント・アプローチ(GRA)の専門家への適用拡大においては、作業環境の適切なリスク評価、設計段階からの安全への配慮、個人保護具やトレーニング等の対策による安全確保を条件に専門家によるこれら化学物質の使用を認めるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 最新の科学的な手法に基づくリスク評価と、化学物質の社会的な有用性のバランスを取ることが、化学物質管理における基本的な考え方である。
- エッセンシャルユースかどうかではなく、リスクを管理できるかどうかと便益の大きさが重要であるべきであり、エッセンシャルユースを現在の物質情報や用途情報だけでなく予見可能な将来の社会的有用性の観点で定義することは困難と考える。
- 認可の明確化・簡略化に加え、制限維持が最も良い提案であると考えられる。
- GRAが消費者用途で効果的である場合の多いことは認めるが、専門家用途まで拡大する提案は、社会にとって有用な物質の専門家による活用を失うことになりかねないと考えられる。

4. BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- REACH 登録トン数域 1-10t/年と 10-100t/年の統合において、動物実験を含むハザード情報の増加は、過剰要求であり、負担軽減が最大限考慮されるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 欧州委員会は、1) 認可は企業や当局に大きな負担をかける、2) 制限のプロセスは時間がかかりすぎている、といった理由から、主にシステムを簡素化するために、REACH の再検討を行っている。しかしながら、BRT は、持続可能な社会を構築するためには、法的手続きの迅速化や負担の軽減よりも、科学的なリスク評価と費用便益評価に基づく決定が重要であると考えている。また、REACH 改正で挙げられている項目について、現在の科学水準に基づき、化学品管理制度の国際調和を考慮した上で、設計されることが重要であると考えている。
- ハザード情報が増えても必ずしも環境や健康の保護につながらない。また、低トン数領域のビジネスへの影響が大きいと考える。
- 混合物への意図しない曝露に関連するリスクを低減するにあたり、組合せ効果の評価に関して世界的に認められた方法がないからといって、短期及び中期的には混合物評価係数が最も適したアプローチである、との結論は性急と考える。
- 物質の環境フットプリント（気候、天然資源、生物多様性への影響等）に関する情報提供について、手法が標準化されていない状態でグローバルな整合性もない中、当該手法論を REACH に組込むことは時期尚早と考える。

5. BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- REACH には多くの非常に信頼できる化学データがあり、EU 当局にはデータ共有に向けた国際的な取り組みに関してイニシアチブを取るという特権が与えられている。こうした状況を踏まえ、EU 当局は、例えば国際的なデータ共有を目的とする規則または指針の策定を通じて、EU 域外の他の化学物質規則の申請者とのデータ共有を REACH 登録者に働きかけるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- REACH 登録のために取得された物性・有害性データを他国の化学品管理法に基づく登録等に活用することは、人健康・環境の保護のためには重要である。さらに、データ取得のための試験の重複を回避できることや動物を用いた有害性試験の重複回避による動物愛護にも有意義である。しかし、データ共有の交渉相手が明確ではなく、適切な費用分担のルールも存在しない。結果として、今後予定さ

れている、英国の REACH、トルコ KKKIK 規制（トルコ REACH）、及び台湾毒性及び懸念化学物質管理法に基づく登録において混乱が生じるおそれがある。

6. BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- REACHに基づく物質評価が一旦完了した時点でその結論を尊重しなければならず、新たな知見やデータが明らかになった場合を除き、修正されたり、覆されることがないようにするべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 新たな科学的情報がないにもかかわらず、REACH プロセスで正式に決定された物質評価の結論が、単に考え方の違いによって、EU 各国（Member States）から後日異議を申し立てられ、覆されれば、規制に基づく決定の信頼性と予測可能性が著しく損なわれることになる。

CLP 規則

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- CLP規則に新たな危険有害性クラスを導入する欧州委員会委任規則（Commission delegated Regulation）が 2023 年 4 月に発効した。サプライチェーン全体での法令順守を徹底させ、物流現場での混乱・困難を避けるためには、ガイダンス文書の早期発行が不可欠である。ガイダンス文書の発行時期によっては、規制の適用を遅らせるべきである。
- 新たな危険有害性クラスについては、国連 GHS での十分な議論を経て、国連 GHS での導入が確定し、CLP 規則の新たな危険有害性クラスと国連 GHS の新たな危険有害性クラスの整合性が確認されるまでは、規制適用につながる EU の公式な分類である調和分類（Harmonized Classification）は保留し、業界による自己分類のみの利用とすべきである。
- 新たな危険有害性クラスの定義については、公の場で科学的に議論され、決定されるべきである。
- 材料の耐久性は持続可能性のための材料特性として重要であるため、リスクを最小限に抑えた PBT 物質の使用を認めるべきである。また、PMT/vPvM の概念は、使用制限物質ではなく、モニタリング対象物質を選択する基準として導入すべきである。
- 内分泌かく乱については、国際的に合意された評価方法も判断基準もないため、導入は時期尚早と考える。また、内分泌かく乱は作用機序であり、有害性ではないことに注意しなければならない。

BRT は以下のように考えている。

- 委員会委任規則によって、新たな危険有害性クラス（ED、PMT/vPvM 等）が CLP 規則に導入されたが、現時点で分類基準は明確でない。BRT は、政府と業界が分類を決定する際に、分類の難しさや解釈の違いから混乱が生じるのではないかと懸念する。
- 分類に関するガイダンス文書草案は 2024 年半ばに発行される予定である。つまり、法律が定める期限（最短で 2025 年 5 月 1 日）までに対応するには期間が短すぎる。
- 新たな危険有害性クラス（ED、PMT/vPvM 等）は、国連 GHS への導入以前に、CLP 規則で独自に導入された。今後は、EU の提案に基づき、国連 GHS にこれらの危険有害性クラスを導入するか否か、また、その分類基準についても国連 GHS で議論が行われる予定である。その結果、CLP 規則と国連 GHS の間に不一致が生じる可能性がある。
- そのような場合、国連 GHS の基本原則である国際的整合性を維持し、国際物流の現場での混乱を避けるため、国連 GHS の基準に従って CLP の基準を修正する必要がある。しかし、正式な CLP 分類の結果に基づいて行われた SVHC 指定のような規制を覆すことは、逆に大きな混乱を引き起こす可能性がある。

内分泌かく乱物質への適切なアプローチ

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 内分泌かく乱作用の可能性が疑われる物質を SVHC に指定する場合には、提案の理由を科学的根拠とともに提示すべきである。
- EU 当局は、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関わる問題を解決するための取り組みを、具体的な期限に定めて進めるべきである。
- CLP 規則の改正（委員会委任規則（EU）2023/707）は、内分泌かく乱化学物質を WHO（2012）と同様に定義しているが、「intact organism（健全な生物個体）」と「adverse effect」という用語の解釈は、評価者によってまちまちである。科学的に確かで、特に評価者が使いやすい CLP ガイダンスを可及的速やかに策定すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 内分泌かく乱作用の疑いがある物質が、明確な科学的結論が出ていないにもかかわらず、SVHC に指定された事例がある。例えば、2019 年 1 月に SVHC に指定された 3-ベンジリデンカンファーは、少数の生物種の内分泌への悪影響が認められたというだけで、ヒトや環境生物全般への悪影響が懸念されるとして内分泌かく乱物質とみなされた。一方、市場では、SVHC に指定された場合、将来、認可対象物質に指定される可能性を見越して、実際の影響の程度が明らかとなる前に市場から物質が排除される傾向にある。

- 内分泌かく乱による有害影響の閾値は存在するか否か、閾値は測定可能か否か等、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関わる問題は、まだ科学的な結論が出ていない。
- CLP 規則において「endocrine activity」の定義が明確な区別されているにもかかわらず、一部の評価者は、「endocrine activity」が観察されれば「adverse effect」も存在するとして、毒性学的根拠があいまいなまま保守的な判断を下している。化学物質のリスク評価は、科学的知見に基づくべきである。
- 2021年10月に発表された「EFSAのヒトの健康リスク評価における非単調用量反応の影響に関する意見（Opinion on the impact of non-monotonic dose responses on EFSA's human health risk assessments）」のような、科学的知見に基づくリスクベース評価手法の確立に向けたオープンな議論の試みを高く評価する。

フルオロケミカル

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 今年1月にドイツ等5カ国がECHAに提出した規制案は、すべてのPFASの使用又は上市を全面的に禁止する方向を示している。しかし、PFASには特性の異なるさまざまな物質が含まれている。科学的知見に基づき、個々の物質について人の健康又は環境への影響をリスク評価した上で、人の健康又は環境に許容できないリスクがある場合に限り、必要な規制を検討すべきである。
- 規制を実施するとしても、社会経済的影響や代替物質の有無等を慎重に評価した上で、パブリックコンサルテーションで出された意見を最大限尊重し、対象物質及び用途を慎重に選定すべきである。
- 規制導入後に社会経済的影響が明らかになった場合、又は猶予期間のうちに代替物質の開発又は社会実装が十分に期待できない場合は、規制からの除外又は猶予期間の延長を可能にするために必要な措置を講じるべきである。
- すべてのPFASについて25ppbという閾値が提案されている。これは非常に低レベルに設定されている。明確な危険性を持つPFOA及びPFOSのリスクアセスメントに基づく値だが、個々の物質のリスクアセスメントに基づき適切な閾値を設定すべきである。
- 化学物質及び成形品に含まれるさまざまなPFASが、閾値を超えているのか下回っているのかを判断できるように、国際的に認められた分析方法を具体的に規定すべきである。
- 製造工場におけるPFAS（PTFE等）製の製造設備及び備品の使用は、製造の安全を保証するという観点から不可欠である。よって、設備及びその運用が管理されている製造工場においては使用を禁止すべきでない。加えて、副生成物又は混

入物質として、化学物質中に意図せずごく微量に含まれる可能性のある PFAS は規制対象外とすべきである。

- 規制の導入は、「貿易の技術的障害に関する協定（WTO/TBT 協定）」及びその他の国際ルールとの整合性が保証されることを前提として、サプライチェーン及び国際貿易への影響と政策目的達成の必要性とのバランスを慎重に検討し、WTO/TBT 委員会及びその他の手続きを通じて徹底的な議論を交わした上で推進すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 大半の PFAS については、人の健康及び環境への影響を適切に評価するためのデータが不十分である。また、永続的で強い難分解性がそれらの有害性を高めている。しかし、これらの特性が人体又は環境に悪影響を及ぼすことは立証されていない。
- REACH 第 68 条第 1 項が、物質の製造、上市又は使用に起因して、人の健康又は環境に許容できないリスクが生じる場合、新たな制限を導入するか、又は現行の制限を修正しなければならないとも定めていることに注意が必要である。しかし、ほとんどの PFAS が許容できないリスクを呈すると我々は考えていない。
- PFAS は、耐熱性及び化学的安定性など、他の物質にはないさまざまな特性を持つため、エネルギー、半導体製造、自動車部品、各種機械及びデバイス、情報通信、医療、建築、化粧品、家庭用品など、幅広い用途で必要不可欠な材料として使用されてきた。もし仮に PFAS の製造、上市及び使用が一律に禁止されれば、経済及び社会に深刻な影響が及ぶ可能性がある。加えて、欧州グリーンディールの将来的な実施、並びにエネルギー安全保障及び経済安全保障の確保を妨げる重大な障壁となることも懸念される。
- 規制案の適用除外及び代替期間も適切でない。本規制案では、代替物質が開発段階であったり、若しくは十分な量が入手できない PFAS の場合は 5 年間の適用除外、代替物質が未だ特定されていない PFAS の場合は 12 年間の適用除外、また限定数の用途に限り無期限の適用除外が認められている。代替物質の多くは、対象とする用途において使用が可能ということにすぎず、要求される機能、耐用年数、供給、リサイクル可能性、廃棄性等の面で、PFAS と同程度に利用可能であることが判明している物質はほとんどない。不十分な代替技術に 5 年又は 12 年の猶予期間を設けることは妥当でない。一方、開発段階においてさえ、社会実装の実現には不確定要素があり、所要時間は予想したより長くなる。
- 用途ごとに適用除外を設定する方法は現実的ではない。なぜなら、使用される PFAS の種類及び使用される状況があまりにも違いすぎ、結果として最終的に膨大な数のサブカテゴリーができてしまうからである。例えば、「電気・電子材料」という一つのカテゴリーで、半導体製造に使用されるレジスト、封止材に使用される樹脂、ディスプレイに使用されるフィルム、そして発光デバイスを包括的に規制することは不可能である。各 PFAS の特性を明確化し、曝露又は環境放出を考慮して規制する方法のほうが現実的だろう。

- 同時に、「生産時と同じ修理（repair as produced）」の原則を導入すべきである。製品の修理には、各製品が当初生産された時に使用されたものと同じスペアパーツが必要である。スペアパーツの再設計は、製品の再設計をも要する場合が多い。なぜなら、製品を再設計しなければ、元々の性能（安全性、耐久性など）が保証されないからである。修理可能性と製品寿命の継続を保証するためには、スペアパーツの全面的適用除外が必要である。中古部品／中古機器の再利用も適用除外とすべきである。さもなければ、大量の廃棄物が発生することが予想される。
- また、本規制案には、化学工業だけでなく、半導体、医薬品、化粧品等、化学物質を扱う製造現場の状況が十分に考慮されていないという問題もある。各種の化学物質を取り扱う製造工程においては、他の材料に比べて耐食性、耐熱性などに優れた PFAS（PTFE 等）製のライニング配管、パッキン等の製造設備及び備品の使用が、製造の安全を確保する上で欠かせない。これらの製品を禁止することは現実的でない。また、これらは必須であるため、代替品の検討は進んでいない。
- 製品サプライチェーンが地球規模で拡大する中、規制の導入は、PFAS が使用されている製品のサプライチェーン及び国際取引に重大な悪影響を及ぼすことが懸念される。規制の内容は、政策目的を達成するために必要な以上に国際貿易に障害をもたらすと思われる。また、「技術的規制は、不達成をもたらすリスクを考慮し、正当な目的を達成するために必要とされる以上に貿易を阻害することがあってはならない」とする WTO/TBT 協定第 2 条 2 項に反する。協定を含む国際的な義務との整合性という観点を含め、サプライチェーン及び国際貿易への影響と政策目的達成の必要性とのバランスを慎重に精査することなく、規制の導入に着手すべきでないと考ええる。

欧州特定有害物質使用制限指令（RoHS）

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- EU 当局は、RoHS 指令と REACH 規則の運用における調和・一貫性を今後とも堅持し、以前に解釈が割れて問題となった成形品中の SVHC 濃度判定基準のように、サプライチェーンでの対応に混乱を生じないように、事前の確認・調整に配慮すべきである。

ナノマテリアル

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- ナノフォームに関する登録文書の必要記載事項を新たに規定した REACH 規則付属書に関し、OECD テストガイドライン、グルーピングツール等の知見やツール

を登録者が全て入手できるわけではないという点を考慮した上で、文書の適合性を評価すべきである。

- 欧州委員会はナノマテリアルの定義に関する勧告を発表した。今後、各法令において該当する定義が改定されることになる。改定にあたっては、国際調和に十分な注意を払うべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 付属書で求められているナノフォームに関する評価試験法、ツール等は整備途上である
- Commission Recommendation of 10.6.2022 on definition of nanomaterialにて、長さ、直径及びアスペクト比に基づいてナノマテリアルが定義づけられた。この定義を各法律に適用する際には、新たなナノマテリアルの指定によって起こる影響について、今後も注意深く検討する必要がある。
- 新たな勧告の実施後は、個々のセクターが改訂版定義に従ってセクター内部での定義を更新することが予想される。セクターによって周囲の状況が全く異なるため、セクターの独自性を認めるべきである。

WP-1 / # 18 / J to E 欧州域内事業課税 (BEFIT)

- 加盟国が簡素で理に適った税制を維持し、成長と投資の促進に重点を置くことをBRTは期待する。
- BRTは、全世界の国々が目指すような、世界のベストプラクティスと位置付けられる法人税制を立ち上げるようEUに働きかける。

WP-1 / # 19 / J to E 持続可能な欧州の未来

企業の持続可能性及び責任ある企業行動 (RBC) に関する政策

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 持続可能な開発及び自由競争に基づく社会的市場経済というEUの目的を実現するとともに、悪影響を緩和しつつ好影響を最大化するための個別取組と全体取組の双方を促進できる環境を形成するという点に関して政策を一貫させる。
- 持続可能な未来に向かうための強力なツールとして、全ステークホルダーとのインクルーシブな対話を支援する。「貿易と持続可能な開発 (TSD) に関する委員会」は、持続可能性に関してEUと日本のプラットフォームになるとBRTは考える。この委員会はオープンで透明性のある議論の場であり、セクターを問わず産業界の参加を広く求めるべきである。これは、日本とEUの間でベストプ

ラクティスを交換し、日欧双方地域と全世界において未来の政策の道筋に関する意見を集める上でも特に有益である。

- 効果的でバランスが取れ、実践的で、信頼できる証拠に裏付けられた規制を保証するためには、すべてのステークホルダーの関与が不可欠である。ステークホルダーの全面的参加がもたらすメリットは広く認識されている。あらゆる人の専門知識、視点及びアイデアを政策決定プロセスに反映させることができるからである。

開示と透明性 (EU 企業サステナビリティ報告)

BRTは以下のように考えている。

- 企業サステナビリティ報告は、企業とそのステークホルダーの間における当該企業の価値創出プロセスのためのコミュニケーションツールであると同時に、企業が長期的なビジネスモデルや戦略を策定・評価することを可能にする内部管理ツールでもある。したがって、サステナビリティ報告は、企業が単なるコンプライアンスツールとして使用する確認手続きであってはならないというのが BRT の考えである。一方、持続可能性報告基準が企業に過度の管理負担を強いることがあってはならない。これは、欧州グリーンディールの達成に不可欠なイノベーションの創出と実現に向けた幅広い取り組みを阻害するからである。

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 企業の二重報告を避けるため、EUの持続可能性報告基準を作成するにあたって国際的な相互運用性を高める。EU報告基準は、ISSBのグローバルベースアプローチに沿って、企業がすでに国際的枠組に基づいて報告している内容に加え、ESRSの追加的要求事項のみを報告することを認める必要がある。
- EU基準と同等とされる実施プロセスを明確化し、ISSBを同等の基準として認める。
- 企業にかかる負担とユーザーにとってのデータの使いやすさを十分考慮する。
 - 報告の有効性と信頼性を高めるために、優先順位付けと段階的アプローチを採用する。
 - 企業が、全く新しい、複雑な構造の要求事項を含むタクソノミー開示要求事項に同時に対応しなければならないことを認識する。
- 企業が投資家とステークホルダーの信頼を深めるための、同等に価値のある手段として対話を強調し、対話をPDCA（計画・実行・評価・改善）マネジメントサイクルに組み込むことによって企業の社内実務の向上をさらに促進する。対話は、リスクマネジメントとイノベーションの文化を育てるための強力な手段である。対話を通じて、さまざまな文化の企業が起こりうる将来のリスクについて意見を交換し、協力の機会を探ることができる。

コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンスと強制労働

持続可能なコーポレートガバナンスの実践にはステークホルダー・エンゲージメントが不可欠であるため、BRTは、ステークホルダーの関心の多様性を認識する必要があることを強調したい。BRTは、企業の経営プロセスにおいてデューデリジェンスを強化するというEUの高い志を支持し、「害悪を及ぼさない文化」を奨励することの重要性を認識する。

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- デューデリジェンス義務付けを実行可能なものにし、企業に高水準の法的確実性を与える。
- EUの枠組みを、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）やOECD多国籍企業行動指針（OECD MNE ガイドライン）等の国際基準と確実に整合させる。企業の事業やバリューチェーンはEU域内にとどまらず、第三国にも深く根を下ろしていることから、国際的整合が極めて重要である。
- デューデリジェンスに関する域内市場の法的要求事項の整合を徹底させる。これは、EU単一市場の断片化を避け、公平な競争条件を確保するために必要である。域内のモデルが諸外国の基準としても使われることをEUが望むのであれば、27の異なる枠組みを生み出す可能性のある指令がもたらす限定的整合に頼ることはできない。
- サプライチェーンの根本的問題を解決するために、産業界及び諸外国と協力するよう各国政府に求める。BRTは欧州委員会に対し、信頼できるデータベースを構築するとともに、ガイドライン、及び企業が専門助言を求めることができるヘルプデスクを設けるよう要請する。
- 新しい要求事項を遵守するための態勢を整え、リソースを確保するための十分な準備と時間を企業に提供する。こうした新しい要求事項の適用は、新しい要求事項の有効性を保証するための定期的見直しを行いつつ、漸次段階的に実施するほうが現実的だとBRTは考える。
- 強制労働を禁止する法規について、EU独自の分類規則によるブラックリスト作成は行わない。これはWTOに反し、（往々にして無責任な操業を行う）企業から高リスク市場への参入意欲を奪うだけで、世界のサプライチェーン全体で強制労働問題の根本原因が解決されるわけではないからである。
- EUに輸入される製品に強制労働が使われていないことを通関時に証明するよう求めない。そのような証明を企業が単独で準備することは難しいからである。